

日頃より弊社書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

上記書籍において法改正がありましたので、本書は下記をご確認の上、訂正してお使いいただきますようお願い申し上げます。

2024年6月
TAC 建築士講座

■ 建築基準法施行規則 10 条の 3 の法改正に伴う訂正

法規年度別問題集 p 85、p 135、p 233、p 281、p 329 の解説は次の資料をご利用ください。

① p 85 令和 4 年 No. 14 肢 1 解説

- 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』（規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。設問の河川管理者が管理する公共の用に供する道は、規則10条の3第1項一号に該当する。

② p 135 令和 3 年 No. 15 肢 3 解説

- 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項二号及び規則10条の3第4項二号により、「幅員4m以上の農道や港湾管理者が管理する公共の用に供する『道』に2m以上接する建築物（用途・規模の限定なし）」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて（建築審査会の同意を得て）「許可」したものは建築することができる。

裏面に続きますので、ご確認をお願いいたします。

③ p 233 令和元年 No. 14 肢 2 解説

2. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』（規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。

④ p 281 平成30年 No. 14 肢 4 解説

4. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』（規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。

⑤ p 329 平成29年 No. 14 肢 3 解説

3. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』（規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。設問の河川管理者が管理する公共の用に供する道は、規則10条の3第1項一号に該当する。

表面もございますので、ご確認をお願いいたします。